
日 時 令和5年12月22日

場 所 相馬市議事堂

出席議員（11名）

1 番	飯 畑 秀 夫 君	2 番	横 山 和 雄 君
3 番	大 場 裕 朗 君	4 番	佐 藤 一 郎 君
5 番	田 中 京 子 君	6 番	八 卷 秀 行 君
7 番	渡 部 寛 一 君	8 番	志 賀 稔 宗 君
10 番	井 上 和 文 君	11 番	杉 本 智 美 君
12 番	山 田 雅 彦 君		

欠席議員（1名）

9 番 佐 藤 満 君

出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	遠 藤 真 君	事務局 次長	谷津田 吉 弘 君
書 記	佐 藤 英 樹 君	書 記	森 佳 英 君

説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	門 馬 和 夫 君	副 管 理 者	立 谷 秀 清 君
副 管 理 者	大 堀 武 君	副 管 理 者	杉 岡 誠 君
事務局 長	宇佐見 清 君	看護専門学校 事務 長	佐 藤 雄 一 君
事務局 長	高 橋 裕 一 君	消 防 長	五 賀 和 広 君
消 防 本 部 次 長	太 田 修 司 君		

議事日程第 1 号

令和 5 年 1 2 月 2 2 日（金）午後 2 時 3 0 分開議

- 第 1 議席の指定
- 第 2 副議長の選挙
- 第 3 議席の一部変更
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 会期の決定
- 第 6
- 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
 - 議案第 2 0 号 相馬地方広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第 2 1 号 令和 5 年度相馬地方広域市町村圏組合一般会計補正予算（第 3 号）
 - 議案第 2 2 号 令和 5 年度相馬地方広域市町村圏組合看護専門学校特別会計補正予算（第 2 号）
(提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 第 7 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ



◎開会・開議の宣告

○議長（山田雅彦君） ただいま出席議員が定足数に達しております。

これより令和5年第4回相馬地方広域市町村圏組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午後 2時30分）

◇

◎議事日程の報告

○議長（山田雅彦君） 本日の日程につきましては、別紙議事日程第1号をもってお手元に配付してありますので、この順序に従い、議事を進めることといたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

◇

◎諸般の報告

○議長（山田雅彦君） 日程に先立ち、このたびの相馬市議会並びに新地町議会議員選挙において当選され、本組合の議員として選出されました議員各位より、この際、ご挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

それでは、ご紹介申し上げます。

最初に、横山和雄君からご挨拶をいただきます。

○横山和雄君 このたび、相馬地方広域市町村圏組合議会議員としまして選出されました相馬市議会議員2期目の横山和雄でございます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（山田雅彦君） 次に、杉本智美君からご挨拶をいただきます。

○杉本智美君 私も相馬市議会より選出されました杉本智美でございます。前期に引き続きとなります。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（山田雅彦君） 次に、八巻秀行君からご挨拶をいただきます。

○八巻秀行君 新地町議会議員の八巻秀行です。よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（山田雅彦君） 次に、井上和文君からご挨拶をいただきます。

○井上和文君 新地町議会選出の井上和文です。よろしくお願いいたします。（拍手）

◇

◎管理者挨拶

○議長（山田雅彦君） ここで、管理者から挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

管理者。

(管理者 門馬和夫君 登壇)

○管理者(門馬和夫君) 本日、令和5年第4回相馬地方広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、このたびの相馬市議会並びに新地町議会議員一般選挙において当選の栄に浴され、本組合議会の議員として選出されました5名の方々に対しまして、心から歓迎を申し上げますとともに、相馬地方発展のためご活躍をいただきますようお願い申し上げる次第であります。

本組合は、圏域住民の皆様が安全で安心して暮らせる地域づくりを目指し、広域消防活動の充実強化並びに地域医療を担う看護師を養成する相馬看護専門学校の管理運営をはじめ、救急医療体制事業に対する財政支援、障がい者福祉充実のための基幹相談支援センターの運営、介護人材の育成等に取り組んできております。

今後とも私たち4つの構成市町村が一体となって、相馬地方広域行政推進のため、共に汗をかき全力を傾注してまいりたいと考えておりますので、特段のご理解とご協力をお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。



◎議席の指定

○議長(山田雅彦君) 日程第1、議席の指定を行います。

このたび、相馬市議会並びに新地町議会から選出されました議員について、会議規則第4条第2項の規定により、議席を指定いたします。

7番、横山和雄君、8番、杉本智美君、9番、八巻秀行君、10番、佐藤満君、11番、井上和文君。

以上であります。



◎副議長の選挙

○議長(山田雅彦君) 次に、日程第2、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田雅彦君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思
います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田雅彦君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に杉本智美君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました杉本智美君を副議長の当選人
と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田雅彦君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました杉本智美君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました杉本智美君が議場におられますので、本席から会議規則
第32条第2項の規定により告知いたします。

ここで、副議長杉本智美君を紹介いたします。

ご登壇の上、就任のご挨拶をお願いいたします。

杉本智美君。

(副議長 杉本智美君 登壇)

○副議長(杉本智美君) ただいまの副議長選挙にて副議長に選任していただきました相馬市
議会の杉本智美でございます。

議長を補佐し、当組合の所管であります相馬看護専門学校、そして広域消防などの課題・
問題解決に向けて精いっぱい頑張っていく所存でございます。どうぞよろしくお願
いいたします。お世話になります。(拍手)



◎議席の一部変更

○議長(山田雅彦君) 次に、日程第3、議席の一部変更を議題といたします。

会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。

7番、横山和雄君を2番に、2番、大場裕朗君を3番に、3番、佐藤一郎君を4番に、4
番、田中京子君を5番に、9番、八巻秀行君を6番に、5番、渡部寛一君を7番に、6番、

志賀稔宗君を8番に、10番、佐藤満君を9番に、11番、井上和文君を10番に、8番、杉本智美君を11番にそれぞれ変更いたします。

お諮りいたします。ただいま申し上げたとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田雅彦君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げたとおり、議席の一部を変更することに決しました。

休憩中に氏名標の変更と議席の移動を行います。

暫時休憩をいたします。

(午後 2時38分)

————— ◇ —————

○議長(山田雅彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時40分)

————— ◇ —————

◎諸般の報告

○議長(山田雅彦君) 日程第4に先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の欠席通告者は、9番、佐藤満君、以上であります。

次に、地方自治法第121条の規定により、あらかじめ説明のため出席を求めた者及び委任等により出席通知があった者は、管理者、副管理者、事務局長、事務局総務課長、相馬看護専門学校事務長、消防長、消防本部次長、以上であります。

次に、監査委員から、令和5年9月及び10月の例月出納検査結果並びに令和5年度定期監査結果について報告がありました。別紙写しのとおりであります。ご了承願います。

————— ◇ —————

◎会議録署名議員の指名

○議長(山田雅彦君) 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、議長において、

1番 飯 畑 秀 夫 君

2番 横 山 和 雄 君

を指名いたします。

————— ◇ —————

◎会期の決定

○議長（山田雅彦君） 次に、日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田雅彦君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。



◎報告第3号並びに議案第20号～議案第22号について（提案理由説明・質疑・討論・採決）

○議長（山田雅彦君） 次に、日程第6、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて並びに議案第20号 相馬地方広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、同第22号 令和5年度相馬地方広域市町村圏組合看護専門学校特別会計補正予算（第2号）までの以上4件を一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

（管理者 門馬和夫君 登壇）

○管理者（門馬和夫君） 提出議案等の説明に先立ちまして諸般の情勢等についてご報告を申し上げます。

初めに、相馬地方広域消防内におけるパワーハラスメント行為に関する第三者委員会について申し上げます。

去る11月14日、消防職員と代理人弁護士であります仙台市の荒総合法律事務所、荒中氏から、相馬地方広域消防内におけるパワーハラスメント行為に関する調査実施等の申入書が提出されました。

当組合は事態を重く受け止め、11月17日の管理者会で第三者委員会の立ち上げを決定し、12月7日、設置とともに第1回委員会を、昨日21日に第2回委員会を福島市内で開催いたしました。

本委員会は、委員長に公立大学法人福島県立医科大学理事兼副学長の安村誠司氏を選任し、調査方針・調査方法等に関する協議を進めており、今後、パワーハラスメント行為の事実関係について詳細な、かつ厳格な調査が行われる予定ですのでご報告いたします。

次に、令和5年の救急出動の状況について申し上げます。

本年1月からの救急出動件数は、12月20日現在で過去最高となる4,970件を数え、令和4年と比較し既に184件増加しております。

出動種別では、急病が3,460件で全体の約70%を占め、令和4年と比較し147件増加しています。

引き続き各医療機関との円滑な連携を図り、圏域住民が安心して安全に暮らせるよう救急搬送体制の維持に努めてまいります。

次に、広域連携による消防等の合同訓練について申し上げます。

去る11月22日、南相馬市原町区の雲雀ヶ原祭場地を会場に、林野火災発生時の福島県消防防災ヘリとの連携を想定し、離発着誘導方法の確認及び空中消火に使用する消火バケットの取扱いや給水操作訓練を行いました。

また、同日、県が主催する多数傷病者対応訓練が常磐自動車道の大熊インターチェンジ駐車場で行われ、当広域消防を含む県内消防本部、NEXC O東日本、福島県警など30機関から約200名が参加しました。

当広域消防といたしましては、今後も各関係機関及び県内消防本部との連携強化を図りながら、特殊災害や高速道路を含む隣接地域での消防活動に万全を期してまいります。

次に、去る12月12日、消防本部において職員が日頃の職務を通じての体験、業務に対する提言や取り組むべき課題などを発表する第47回相馬地方広域消防職員意見発表会を開催しました。

審査の結果、「コネクトジェネレーションズ」と題し、若い世代の防災教育を通じた地域防災力の向上を提案した南相馬消防署鹿島分署の菊地素史消防副士長を最優秀賞に、南相馬消防署の村田貴雅消防副士長を優秀賞に、南相馬消防署飯館分署の米本一星消防副士長を努力賞に選出いたしました。

なお、最優秀賞を受賞した菊地素史消防副士長は、来年2月16日に福島市で開催される第47回福島県消防職員意見発表会に、当広域消防本部の代表として出場いたします。

続いて、令和6年度の相馬看護専門学校の学生募集について申し上げます。

去る11月2日、相馬地方の地元学生等を対象とした推薦入学試験は22名が受験し、そのうち現役高校生の公募推薦枠で19名、社会人を対象とする特別推薦枠で1名、合計20名を合格内定といたしました。

また、来る1月5日に実施する一般入学試験（1期）に、社会人5人を含む25名から応募

があったほか、2月29日には一般入学試験（2期）も行うこととしておりますので、併せてご報告いたします。

それでは、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

報告第3号 令和5年度相馬地方広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）は、相馬地方広域消防内におけるパワーハラスメント行為に関する第三者委員会の設置に伴う補正予算で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年11月17日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、提出議案についてご説明申し上げます。

議案第20号 相馬地方広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、令和5年度福島県人事委員会の勧告に準じて改正するもので、主な内容は、初任給を中心に若年層に重点を置きつつ、全ての号給の給料月額を改定し、期末勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月引き上げるとともに、通勤手当の見直しなど所要の改正を行うものであります。

議案第21号 令和5年度相馬地方広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3号）については、令和5年度福島県人事委員会の勧告に準じて改正する人件費等に伴う補正予算で、補正後の予算総額の増減はありません。

議案第22号 令和5年度相馬地方広域市町村圏組合看護専門学校特別会計補正予算（第2号）については、令和5年度福島県人事委員会の勧告に準じて改正する人件費等に伴う補正予算で、補正後の予算総額の増減はありません。

以上、提出議案についてご説明申し上げましたが、慎重ご審議の上、適切なるご議決を賜りますようお願い申し上げます、提出議案の説明といたします。

○議長（山田雅彦君） 議案調査のため、暫時休憩いたします。

（午後 2時51分）

_____ ◇ _____

○議長（山田雅彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時30分）

_____ ◇ _____

○議長（山田雅彦君） 日程第6の議事を継続いたします。

報告第3号に関し、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田雅彦君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田雅彦君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

報告第3号については、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田雅彦君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第3号については承認することに決せられました。

次に、議案第20号から同第22号までの以上3件に関し、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田雅彦君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田雅彦君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第20号から同第22号までの以上3件については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田雅彦君） ご異議なしと認めます。

よって、以上3件については原案のとおり決せられました。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（山田雅彦君） 次に、日程第7、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、質問通告がありますので、これを許可します。

7番、渡部寛一君の質問を許可します。

7番、渡部寛一君。

（7番 渡部寛一君 登壇）

○7番（渡部寛一君） 南相馬市議会から選出をされております渡部寛一でございます。

一般質問をさせていただきます。

我が相馬地方は、3.11東日本大震災により、超甚大な被害を受けました。その後も台風や集中豪雨、そして地震など自然災害が頻発をしております。現段階の私たちの力、人間の力では避けられない自然災害とも言えます。しかし、その災害被害を最小限にとどめるために、市民の命、生活を守るために、相馬地方各市町村では日夜力を尽くしているところであります。

そして、災害からの救助、救援には、私たち広域消防の組織力と、消防職員の日頃の訓練を生かした活動によって市民の命が守られております。広域消防の全ての皆さんに心から敬意と感謝を申し上げます。その思いは今も変わりませんが、今回の事象には驚きと強い怒りを覚えざるを得ません。

12月7日に報道機関に発表され、8日に新聞に報道されました相馬地方広域消防内におけるパワーハラスメント行為に関する第三者委員会設置に関わる事象であります。事件といっても過言ではありません。

まず、冒頭申し上げます。

パワーハラスメント、略してパワハラと言われております。人格、尊厳を破壊し、人の人生を台なしにするまでに至る、許すことのできない行為であります。そして、それは危険な現場での仕事であり体力との戦いでもある職場、消防においては、なおさら許せないものであると思っております。

私は、相馬農業高校に入学する直前に十二指腸潰瘍の診断が下されました。ほぼ1年間、体育の時間と農業実習の時間は参加することなく見学を強いられました。高校3年時には、胃潰瘍で3.5か月の入院を強いられました。入院期間中、授業への出席日数が足りなくなりそうになりました。入院している病院の配慮で病院からの通学をしました。何とか卒業することができ、その後の進学もできました。

あの時期の苦しみを救ってくれたのは、病院の先生、看護師であり、そして高校の先生であり同級生でした。まさに陰に日向に励ましていただきました。

退院後の高校の農業の実習では積極的に参加していたつもりでしたが、やっぱり苦しいものでした。桑園、桑畑での鍬を使った畝上げ作業は体力を要するものでした。1人当たり5畝とか10畝などのノルマ作業もありました。作業中、程なく同級生たちは私に対して命令口調で「おまえはそっちの陰で休んでいろ」と言われたものです。そして、仲間たちは私のノルマ分も黙々とこなしてくれました。今でもあのとき、あの苦しい時代のことを思うと、感謝の思いがこみ上げ涙が出てまいります。命令口調であっても、私を思いやっていることが

真に理解できたからなんです。

危険な現場での仕事であり、体力との戦いでもある消防という職場においては、訓練でも実際の現場であっても大きな声を出さざるを得ない場合や、強い命令口調で言わなければならない場合もあると思います。しかし、その在り方が、本人がどう受け取ることになるのかなんです。パワーハラは駄目です。人格を否定する言動、人間の尊厳を傷つけ壊しかねない言動、態度は許されません。

市民の命を守る使命の消防組織であり消防職員です。その消防職員が、消防組織が、仲間を、部下を守らないとは何事ですか。人格を否定し人間としての尊厳を大きく傷つけるパワーハラメントは許されません。強い言動であっても、私のために、私を守るために言っているのだと理解できない行為、言動は、人格を否定し、人間としての尊厳を大きく傷つけるパワーハラメント以外の何物でもありません。

そこで質問であります。

第1の質問項目は、第1点として、今回に至る消防職員のパワーハラメントの実態を伺うものでございます。いかがですか。

第2点目の質問です。

私たち議会は、私たち議員は、市民の負託を受けて市民を守る行政であるかを常に監視をし、提言することを使命の一つとしています。そのためには、問題があると思われる場合には、議員に、議会に対して、その問題を詳細に明らかにさせていく責務、責任が私たちにはあります。

そこで伺います。被害者などの個人名は伏せたとしても、パワーハラに関する内部調書や設置された第三者委員会の調書等をその時々議会に、議員に明らかにすべきであります。いかがですか、答弁を求めるものであります。

第1の質問の3点目の質問です。

知り得た範囲内ではありますけれども、パワーハラ実行者は1人だけではなく複数人あると思われる。そして、これまでの間に少なくない消防職員がパワーハラメント被害に遭っていると推測されます。

ここで全ての実態を答弁しろとは申し上げませんが、しかし、一定程度示唆することができする方法があります。その方法は、定年を待たずして中途退職した消防職員の実態を知ることです。体力は使いますけれども、市民を守る崇高な仕事に誇りを持って働いてきたはずの消防職員、ここ数年間で中途退職した消防職員の人数は年度ごとにどうなっております。

すか。そして、中途退職の理由は、本音を言っているかどうかは疑問ですけれども、その理由はどのようになっておりますか。そして、管理・監督者は、それをどのように受け止めておりますか、率直にお伺いをいたします。

第2の質問項目であります。第2の質問項目、パワーハラスメントの根絶を求める質問です。

人の命を守ることを最大の任務とする職場で、仲間の人生にさえ関わるパワハラで痛めつけるとは、仲間を守れないとは何たることですか。この立ち位置で管理・監督する方々に、パワーハラスメントとはいかなるものかの認識を伺うものであります。

その第1点の質問です。

ハラスメントは、身体的な攻撃、精神的な攻撃、過大な仕事を与える、過少な仕事しか与えない、人間関係から切り離す、上下関係に乗じて支配しようとする、私的なことに過度に立ち入る等々、様々な形態で人を傷つけ、痛めつけ、鬱病や退職に追い込んだり、命さえ奪ったりすることもある決して許されない行為であります。加害者に謝罪させることはもちろん、適切な制裁、防止措置、被害者への救済の強化が求められています。

都道府県労働局に寄せられました個別労働紛争相談内容では、職場におけるいじめ、嫌がらせなどのハラスメントは年間10万件に及んでいます。

ハラスメントは、パワハラだけでなく、セクハラ、マタハラなど20種類に及んでいると聞き及んでおります。労働局の調査報告では、ハラスメントを受けても4割の人が「何もなかった」と答えており、その理由として半数の人が、「何をしても解決にならないと思った」と答えています。勤務先もハラスメントを知っていても、「何もしなかった」がパワハラで5割、セクハラで3割もあったと報告をされています。

国際労働機関（ILO）は、2019年、労働の世界における暴力とハラスメントを撤廃する条約を賛成多数で採択し、2021年6月に発効しています。これらを理解しないで、あるいは無視をして、人を守ることを最大の任務とする職場で、仲間を、部下を守れないとは何たることですか。パワハラとは、ハラスメントとはいかなるものか、管理者及び消防長の認識をお伺いをいたします。

次に、第2点目の質問であります。

何度も申し上げます。人を守ることを最大の任務とする職場で、人間としての尊厳を痛めつける行為で、仲間を、部下を守れないとは何たることか。それはパワハラを見聞きしていても黙認していることも同じであります。何たることですか。

総務省消防庁は、対策の一つとして、ハラスメント等を防止するための懲戒処分の厳格化を上げております。消防本部懲戒処分基準の作成を求め、人事院が公表している懲戒処分の指針を基に、消防本部懲戒処分量定一覧表も策定されております。当消防本部での対応はどのようなになっていたのですか。単に有名無実になっているのですか。事実を確認した際に処分をどのようにしてきたのでありますか。甚だ疑問であります。

総務省消防庁は、パワーハラスメントについて、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に行われる暴力行為、言動などのハラスメントは、相手の尊厳や人格を侵害する行為であり、決してあってはならないとしています。

ハラスメントや不祥事は、国民、住民の信頼を著しく損ねるものであるだけでなく、消防職員の士気の低下、職場環境の悪化により、行政サービスとしての消防力の低下にもつながりかねないとしております。

市民の命を守る職場、仕事で、仲間の士気の低下により部下の命にも関わりかねないこと、少なくとも人間としての尊厳を踏みにじることをするパワハラとは何ですか。

さらに、消防庁では、消防本部におけるハラスメント等の撲滅に向けた各種対応策を実施していくとしたポスター、パンフレット、テキストの作成、消防庁ハラスメント等相談窓口の設置などを実施しております。

しかし、パワハラが後を絶たないとして、2017年9月には、消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループが、「消防本部におけるハラスメント等への対応策」という報告書を出しています。

この内容は、1として、ハラスメント等を撲滅するためのトップの意思等の明確化及び消防本部内での周知徹底。2として、ハラスメント等が発生した場合に適切に対応するためのハラスメント等に関する通報制度の確立及びハラスメントに関する相談窓口の設置。3として、ハラスメント等を防止するための懲戒処分の厳格化、職員のセルフチェック、アンケート等の実施、研修の充実など、各消防本部が取り組むべき具体的な対策を掲げています。

別な角度からも申し上げます。厚生労働省では、「職場のパワーハラスメントの予防・解決策に向けての提言」を発出しています。また、パワーハラスメント防止法は公務員にも適用することを明確にしております。相馬地方広域消防では、これらが全く生かされていない、あるいは、これらを見做していると言わざるを得ません。

そこで質問です。

今の私のパワハラ根絶のための指摘、提言に対して、管理者及び消防長が今後どのような

対応を取っていくのか、その対応をお伺いするものであります。

以上、一括での質問で一旦ここまでとし、答弁によっては再質問をさせていただきます。

○議長（山田雅彦君） 答弁願います。

管理者。

（管理者 門馬和夫君 登壇）

○管理者（門馬和夫君） 7番、渡部寛一議員の消防職員のパワーハラスメントの実態についての質問中、新聞報道等にある実態についてお答えいたします。

去る11月14日、消防職員と代理人弁護士のアグロ総合法律事務所、荒中氏から、相馬地方広域消防内におけるパワーハラスメント行為に関する調査実施等の申入書が提出されました。申入書によれば、当該職員は平成27年から令和5年にわたってパワーハラスメント行為を常習的に受け続けてきた、また、他の消防職員に対しても暴力や暴言などのパワハラ行為を行っている場면을幾度となく確認しており、被害者はほかにもいるというものであります。

当組合として、パワーハラスメント行為についてはこれまでも事案があり、その都度、対処してきたところですが、今回、新たに申出があったこと、申出内容が詳細かつ具体的であり、その内容を非常に重く受け止め、11月17日開催の管理者会において早急に第三者委員会を設置、弁護士など識見をお持ちの方による調査、事実関係の解明と再発防止のためのご提言をいただくことを決定したところであります。

続いて、パワハラに関する内部調書や第三者委員会の調書等を明らかにすることについてお答えいたします。

第三者委員会は、今後、申入書に基づき、被害者や目撃者、加害者とされる職員の面談など、詳細かつ厳格な調査を進めることとしており、個人情報に配慮しながら適切に公表してまいりたいと考えております。

続いて、中途退職者の人数と退職理由についてであります。令和元年度以降、6名が自主退職しており、その内訳は、令和元年度、傷病を理由に1名、懲戒処分後1名の計2名、さらに令和2年度については、職業の不一致を理由に1名の方が、そして令和3年度は傷病を理由に1名、さらに転職1名の計2名、令和4年度については、転職を理由に1名となっております。

これらの中途退職者とパワーハラスメントとの関係ですが、平成30年以降、ハラスメント行為に関する無記名アンケート調査を実施、その結果をもって所属長による観察、注意指導等を行ってきました。このうち個人が特定できた令和3年の2件、令和5年の1件は、内部

調査の上、感情的な叱責や暴言等のハラスメント行為に当たると認め、消防長による指導上の措置として嚴重注意処分とした経過もあります。

一方、退職した職員についてであります。当時の聞き取りではパワーハラスメントを退職の理由とはしておりませんでした。しかし、今般、パワーハラスメント行為に関する新たな申出があったことから、過去の事案についても第三者委員会に調査処分内容を提出し、併せて調査をお願いしているところであります。

次に、大きな2番、パワーハラスメントの根絶についての質問中、パワーハラスメントとはいかなるものなのかについてお答えいたします。

パワーハラスメントは、職務に関する優越的な関係を背景として行われる業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的もしくは身体的な苦痛を与え、職員の人格もしくは尊厳を害し、または職員の勤務環境を害することとなるような言動であり、地方公務員として、また消防職員として、職務を遂行する以上、決してあってはならない行為であると認識しております。

続いて、議員おただしのパワーハラスメント根絶のためのご指摘・ご提言を踏まえた今後の対応についてお答えいたします。

これまでのパワーハラスメント対策として、総務省消防庁の通知を機に平成29年から相談窓口を設置し、平成30年からアンケート調査を行ってまいりましたが、有効性、実効性が十分ではなかったこと、また、平成25年からハラスメント研修を行ってきたが、職員の意識醸成につながっていなかったと捉えざるを得ず、これらの改善、見直しは必須であると考えております。

あわせて、懲戒処分の指針について、令和2年10月、人事院の懲戒処分の標準例の改正に合わせ、ハラスメントに関する改正を行っておりますが、他機関・団体の最新の改正、運用状況等も参考に、さらなる厳格化について検討いたします。

組合では、第三者委員会からこれまでの対応を検証の上、再発防止に向けた提言をいただくこととしており、これらを基に真摯に取り組んでまいります。

○議長（山田雅彦君） 消防長。

○消防長（五賀和広君） 7番、渡部寛一議員のパワーハラスメントの根絶についての質問中、パワーハラスメントとはいかなるもののかについて、お答えいたします。

各種ハラスメント行為は人権に関わるものであり、相手の名誉や尊厳を傷つけるばかりか、職場環境も悪化させる問題であると考えております。特に職場におけるパワーハラスメント

とは、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより労働者の就業環境が害されるものと認識しております。パワーハラスメントに関しては、一個人の問題ではなく組織全体の問題として取り組んでいかなければならないと考えております。

続いて、パワーハラスメントの根絶のための今後の対応についてお答えいたします。

平成29年10月に、消防庁からの「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループの検討結果について」の通知を基に、相馬地方広域消防ハラスメント対応委員会を立ち上げ、相馬地方広域消防職員のハラスメント防止及び排除に関する規程を定めました。

また、パワーハラスメントに関する懲戒指針も明確化され、職場におけるパワーハラスメント等の防止と、職員が働きやすい職場環境づくりに努めてまいりましたが、今回、「相馬地方広域消防内におけるパワーハラスメント行為に関する調査実施等の申入書」が提出されたことを組織として重く受け止めており、第三者委員会の調査に誠意をもって対応することを全職員に対し指示をしたところであります。

今後は、第三者委員会の調査結果を基に、対象者には懲戒処分等、厳正に対処するとともに、さらなる組織体制の確立と、消防本部内における働きやすい職場環境づくりの取組として、私自身、先頭に立ってパワーハラスメントのない明るく働きやすい職場環境づくりに努めます。

まずは、組織としてパワーハラスメント撲滅宣言を掲げ、職員一人一人がパワーハラスメントを「しない」、「させない」、「見逃さない」、そして「許さない」を提唱し、職場におけるパワーハラスメントは断固許さないというパワーハラスメント撲滅宣言をトップメッセージとして厳格かつ明確に打ち出し、組織・職員間のパワーハラスメントに対する意識改革を図ってまいります。

そして、国・県などが実施するパワーハラスメントに関する研修会への参加や、外部講師を招いてパワーハラスメント防止研修を行い、職員への気づきと対策に関する知識を習得させるとともに、パワーハラスメント被害を受けた、または見聞きした者が安心かつ信頼して通報、相談できる窓口を構築し、機能できるような体制づくりに努めます。

また、組織内におけるパワーハラスメントに関する職員の意識や実態を把握し、パワーハラスメント等を未然に防止するため、平成30年から全職員を対象に全国消防職員ハラスメントアンケート結果等による実例に対し、自らが行動を顧みるセルフチェックや、パワーハラ

メントの実態を調査するためのパワーハラスメントアンケートを改善しながら実施していきたいと考えております。

今回の件で、職員が動揺、または組織に対して不信感を抱くようなことがあってはならないと考え、職員一人一人が原点に返り、お互いを信頼でき、魅力ある明るい職場環境づくりに努めるよう指示をいたしました。

我々職員は、消防職員である前に公務員であり全体の奉仕者であることを念頭に置き、職員一人一人がコンプライアンスを重視し、地域の安全・安心を目指し、職員が一丸となって各種災害対応はもとより、消防業務全般において全力を挙げて取り組み、地域住民から愛され信頼される消防職員を目指す所存であります。

○議長（山田雅彦君） 7番、渡部寛一君。

○7番（渡部寛一君） ただいまの答弁によりますと、誠意のある答弁だとは受け止めますけれども、これまでの対応が分かっていながら十分に生かされなかったというふうに思います。今回の事案を重大な教訓として受け止めていただき、パワハラは絶対に許されないということを常に努めていっていただきたい。市民と仲間も守るということ、同時のことですから、このことをきっちりと使命として受け止めていただいてやっていただきたい。

仲間を守れない人は市民も守れない、私はそういうふうに受け止めております。全職員にそのことを十分に理解をしていただいてやっていただきたい。その後も今回のような事案があれば、私ども全議員が立ち上がって本格的な議員としての、議会としての対策に乗り出していくということを全議員にも提言をしておきたい、このように思います。

重大な事案であるということは、管理者、改めて覚悟をお伺いいたします。

○議長（山田雅彦君） 管理者。

○管理者（門馬和夫君） 先ほど、今回の申入れに伴って第三者委員会を設置した背景を申し上げましたが、再度申し上げますと、これまでもパワーハラスメントは皆無だったわけではありません。事例としてありました。ただ、それについては対処を行ってきたつもりでありましたが、今般また新たなこうした申入れがあったというようなこと、さらに、またその内容が詳細かつ具体的だというようなことを重く受け止めて、即、管理者会で協議をして、速やかに厳正に調査をするというようなことを決定した次第であります。

まず、しっかりと今回の調査を行うことと同時に、結果を待たずにパワハラ等の対応ができるものについては、速やかに一つ一つ対応しながら調査結果を待っているということで、重要な問題と捉えて対応してまいりたいと思っております。

○議長（山田雅彦君） 7番、渡部寛一君。

○7番（渡部寛一君） 市民と仲間を守っていくという消防を再構築する、こういうことで市民も、そして職員も充実した生活が送れる、そういう消防にしていくこと、そのために私たち議会も議員も力を尽くしていきたい、私たちにできることは何でも協力する、こういう覚悟でございますので、どうぞ市民の命を守ると同時に仲間の命を守っていただくことを切に切に訴えまして私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（山田雅彦君） これにて一般質問を終結いたします。

以上で、提出された案件は全部終了いたしました。



◎管理者挨拶

○議長（山田雅彦君） ここで、管理者よりご挨拶をいただきます。

管理者。

（管理者 門馬和夫君 登壇）

○管理者（門馬和夫君） 令和5年第4回議会定例会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

本日、議員各位のご出席をいただき、提案いたしました全議案について慎重なるご審議の上、ご議決を賜りましたことに、まず心から感謝を申し上げます。

本組合の行政執行に当たりましては、引き続き正副管理者、職員が一体となって推進してまいり所存でありますので、議員各位のさらなるご指導とご協力をお願い申し上げる次第であります。

今年も残すところ、あと僅かになりましたが、議員各位におかれましては健康に十分ご留意の上、ご健勝にて新年を迎えられますようお祈りを申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（山田雅彦君） これをもって令和5年第4回相馬地方広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

（午後 4時08分）